# 遡及基準の公表に伴う他の会計基準等の改正(案)

## I. 改正すべき会計基準等、各会計基準等の改正方法及び改正時期(案)

	1 T T 7 1 D T H	<b>空</b> 十分以及正/1/公/2	
基準等の名称	PJ名	PJ での基準等の 改正時期	遡及関連改正事項(時期)
企業結合会計基準、	企業結合 PJ(財	2010 年第 4 四半期	条件付対価、暫定的な会計
事業分離等会計基	務諸表表示 P.J)	(財務諸表表示は	処理等(左記と同時期か)
準、結合分離等適用	100 Ha 2020 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2010 年第 1 四半期)	)
指針			
固定資産の減損に係	企業結合 P.J、無	2010 年第 4 四半期	臨時償却に関する記述の
る会計基準の適用指	TAME IS, MI   形資産 PJ	(企業結合基準公表	削除(遡及基準公表後対応
針	70 4 2 1 3	に合わせて対応か)	か)
作	金融商品 PJ	2010 年第 1 四半期	ペク 保有目的区分の位置づけ
取扱い	자스[바시타] 다니 1	(PITF26 号関係)、	(PITF26 号適用期間終了
40,000		2011年(保有目的区	対応時)
		分)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
   株主資本等変動計算	│ │財務諸表表示 P.J	2010 年第 1 四半期	 開示様式変更(左記と同時
書に関する会計基	<b>州</b> 加亚红河,11	(包括利益関連)	期)
準・適用指針			791/
連結会計基準	財務諸表表示	2010 年第 1 四半期	会計方針の変更に関する
<b>建阳云川</b>	PJ、特別目的会	(連結範囲部分の分	記述の見直し(左記連結範
	社 PJ、企業結合	離・包括利益関連)、	囲部分の分離と同時期か)
	P.J	2010 年第 4 四半期	四即刀》刀桶と凹时掬か
	ΓJ	(企業結合関係)、	
   1 株当たり当期純利	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(正未相日因所)、	EPS 注記全般の見直し (遡
益基準・適用指針	(201/X 1 J		及基準公表後対応)
海外子会社会計処理	遡及 P.J		
	DD/X FJ	_	当面の取扱いの見直し(遡
当面の取扱い、持分			及基準公表後対応)
法会社会計処理当面			
の取扱い	、知 TZ - D T / fmt Tr2 ンクテマ	(2010 左答 4 四以	<u> </u>
繰延資産当面の取扱   .、	一遡及 PJ(無形資	一(2010年第4四半	会計方針の変更に関する
\ \ \	産 PJ)	期無形資産基準公表	記述の見直し(遡及基準公
m // #u =	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	後に対応か)	表後対応)
四半期財務諸表会計	遡及 PJ 	_	四半期の取扱い(遡及基準
基準・適用指針			公表後別途検討)
セグメント会計基準	遡及 PJ	_	(次回以降検討)

#### 【参考】公開草案において改正が予定されている基準等(会計基準案第75項)

- ・ 企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用 指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関す る当面の取扱い」
- ・ 実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」

#### (注)上記と I. に記載する改正案との相違

公開草案時点で改正予定としていたが、改正	公開草案時点で改正予定として列挙してい
をしない(予定)の会計基準等	なかったが、改正を行う(予定)の会計基準等
該当なし	実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分
	の変更に関する当面の取扱い」、実務対応報
	告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当
	面の取扱い」、

# Ⅱ. 検討する改正の内容分類(案)

(1) 遡及基準公表後速やかに改正手続を進めるもの

会計基準等	該当項	影響	参照
1 株当たり当期純利益に関する	第19項、第30項、第30-2項、	注記	審議(1)-参考 1
会計基準	第 30-3 項、第 31 項、第 32 項、		3
	第51項、第60項、第61項、		
セグメント情報等の開示に関す	(次回以降検討)	注記	
る会計基準			
1 株あたり当期純利益に関する	第 36-2 項、第 41 項、第 42 項	注記	審議(1)-参考 1
会計基準の適用指針			3
固定資産の減損に係る会計基準	第69項、第86項	なし	審議(1)-参考 2
の適用指針			I 1
連結財務諸表作成における在外	当面の取扱い(5)の削除	処理の	審議(1)-参考 2
子会社の会計処理に関する当面	経過措置の取扱い追加	変更	I 2
の取扱い			
繰延資産の会計処理に関する当	3(7)	なし	審議(1)-参考 2
面の取扱い			I 3
持分法適用関連会社の会計処理	脚注の修正	処理の	審議(1)-参考 2
に関する当面の取扱い		変更	I 4

### (2) 遡及基準 PJ での追加検討後改正を行うもの (平成 22 年 1 月以降検討)

会計基準等	該当項	影響	参照
四半期財務諸表に関する会計基	全般にわたり検討	処理の	公表後検討
準		変更	
四半期財務諸表に関する会計基	全般にわたり検討	処理の	公表後検討
準の適用指針		変更	

## (3)他 PJ で検討された会計基準改正時に合わせて改正を行うもの

会計基準等	改正予定時期	該当項	影響	参照
株主資本等変動計算書に関する	2010年第1四	第6項、第8	表示様	審議(1)-参考 2
会計基準	半期	項	式	П 1
株主資本等変動計算書に関する	2010年第1四	記載様式	表示様	審議(1)-参考 2
会計基準の適用指針	半期		式	П2
事業分離等に関する会計基準	2010年第1四	第 112 項	なし	審議(1)-参考 2
	半期以降			П3
連結財務諸表に関する会計基準	2010年第1四	第 43 項(3)	注記	審議(1)-参考 2
	半期			П 4

### (4)他基準で実質的な議論を行うべきもの

会計基準等	検討事項
企業結合に関する会計基準	条件付対価、暫定的な会計処理
企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関す	条件付対価、暫定的な会計処理
る適用指針	
債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い	保有目的区分の位置づけ

以 上